

(提言とその尊重)

第26条 権利委員会は、調査や審議の結果を町に報告し、提言します。

2 町は、権利委員会からの提言を尊重し、必要な措置をとります。

【解説】

前条で掲げた調査・審議の結果について、権利委員会は報告書として取りまとめの上、町に報告・提言します。町がこの提言を最大限尊重し必要な措置を講じることにより、この条例はさらに生きたものとなり、子どもの権利保障に関する施策は充実していくこととなります。

第7章 雑則

(委任)

第27条 この条例の施行に必要なことがらは、町長その他の執行機関が定めます。

【解説】

「この条例の施行に必要なことがら」とは、条例に基づいて施策を行うにあたって必要であるが、条例には掲げられていない細かな事項などを指します。また、「その他の執行機関」としては、教育委員会が主なものとして考えられます。

附則

この条例は、平成19年4月1日から施行します。

【解説】

附則では、この条例が実際に効力を有することとなる日を定めています。